

《専決処分の報告及び承認案件》

- 承第1号 南和広域医療企業団病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認について 【議案資料 1】
- 承第2号 令和2年度 南和広域医療企業団病院事業会計補正予算（第1号）について 【議案資料 2】
- 承第3号 令和2年度 南和広域医療企業団病院事業会計補正予算（第2号）について 【議案資料 3】

《決算関係案件》

- 認第1号 令和元年度 南和広域医療企業団病院事業会計決算の認定について 【議案資料 4】

《予算関係案件》

- 議第5号 令和2年度 南和広域医療企業団病院事業会計補正予算（第3号）について 【議案資料 5】

《条例改正関係案件》

- 議第6号 南和広域医療企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について 【議案資料 6】
- 議第7号 南和広域医療企業団職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例について 【議案資料 7】
- 議第8号 南和広域医療企業団職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について 【議案資料 8】
- 議第9号 南和広域医療企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について 【議案資料 9】
- 議第10号 南和広域医療企業団職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について 【議案資料 10】

《報告案件》

- 報第1号 南和広域医療企業団病院事業会計資金不足比率の報告について 【議案資料 11】
- 報第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定） 【議案資料 12】

# 南和広域医療企業団病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例の 専決処分の報告及び承認について

議案資料 1

## 1. 専決処分について

南和広域医療企業団病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例について、令和2年4月1日の診療報酬改定により10月1日に公布施行する必要があるため、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定により議会に報告し、承認を求める。

## 2. 改正趣旨

令和2年度の診療報酬改正により、200床以上の地域医療支援病院に対し、初診時等に厚生労働大臣が定める金額以上の金額の支払を求めることが義務付けられたことにより所要の改正を行うものである。

## 3. 主なポイント

### ○病院事業料金徴収条例（第2条関係）

病院事業料金徴収条例（第2条関係）の別表に定める「他の病院又は診療所からの文書による紹介のない患者（緊急その他やむを得ない事情のある者を除く。）に対する加算料」の額を厚生労働大臣が定める額の設定とする。

また、「他の病院又は診療所に対し文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず、当該病院を受診した患者に対する加算料」として厚生労働大臣が定める額を追加する。

## 4. 主な改正内容

現行		南奈良総合医療センター	吉野病院	五條病院
別表（第2条関係）				
他の病院又は診療所からの文書による紹介のない患者（緊急その他やむを得ない事情のある者を除く。）に対する加算料		初診料算定1回につき 1,100円		
室料	特室	1日につき 11,000円	一般病床 1日につき 7,700円 療養病床 1日につき 4,400円	
	A室	1日につき 7,700円		
	B室		1日につき 5,500円	1日につき 5,500円
	C室		1日につき 3,300円	1日につき 3,300円
	D室（2床室）		1日につき 1,100円	
文書料	1 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）による保険金又は損害賠償額の支払の請求に必要な書類	診断書1通につき 5,500円 診療費明細書1通につき 3,300円		
	2 年金の受給に必要な診断書	1通につき 5,500円		
	3 生命保険等の保険金の支払の請求に必要な診断書	1通につき 5,500円		
	4 前各号以外の文書	1通につき 3,300円以内で企業長が定める額		
その他の料金		企業長が定める額		



改正後		南奈良総合医療センター	吉野病院	五條病院
別表（第2条関係）				
他の病院又は診療所からの文書による紹介のない患者（緊急その他やむを得ない事情のある者を除く。）に対する加算料		初診料算定1回につき 5,000円		
他の病院又は診療所に対し文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず受診した患者に対する加算料		再診料算定1回につき 2,500円		
室料	特室	1日につき 11,000円	一般病床 1日につき 7,700円 療養病床 1日につき 4,400円	
	A室	1日につき 7,700円		
	B室		1日につき 5,500円	1日につき 5,500円
	C室		1日につき 3,300円	1日につき 3,300円
	D室（2床室）		1日につき 1,100円	
文書料	1 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）による保険金又は損害賠償額の支払の請求に必要な書類	診断書1通につき 5,500円 診療費明細書1通につき 3,300円		
	2 年金の受給に必要な診断書	1通につき 5,500円		
	3 生命保険等の保険金の支払の請求に必要な診断書	1通につき 5,500円		
	4 前各号以外の文書	1通につき 3,300円以内で企業長が定める額		
その他の料金		企業長が定める額		

## 5. 施行日

施行日：令和2年10月1日

南奈良総合医療センター 病院事業補正予算の概要

病院事業収益

補正予算額 5,055千円

【補正理由】新型コロナウイルス感染症関連補正予算が奈良県で成立

項) 医業収益	
目) 県補助金	5,055千円
(ドライブスルー外来経費)	
・ 消耗品費	91千円
・ 消耗備品費	681千円
・ 修繕費	605千円
・ 手数料	8千円
・ 委託料	1,850千円
・ 負担金	517千円
(南奈良総合医療センター職員人件費充当額)	1,303千円
※補正前予算額	8,225,710千円
補正後予算額	8,230,765千円

病院事業費用

補正予算額 3,752千円

【補正理由】新型コロナウイルス感染症ドライブスルー外来に要した経費

項) 医業費用	
目) 経費	3,752千円
(ドライブスルー外来経費)	
・ 消耗品費	91千円
・ 消耗備品費	681千円
・ 修繕費	605千円
・ 手数料	8千円
・ 委託料	1,850千円
・ 負担金	517千円
※補正前予算額	8,353,559千円
補正後予算額	8,357,311千円

南奈良総合医療センター 資本的収支補正予算の概要

資本的収入

補正予算額 44,148千円

【補正理由】新型コロナウイルス感染症関連補正予算が奈良県で成立

項) 補助金	
目) 県補助金	44,148千円
※補正前予算額	717,520千円
補正後予算額	761,668千円

資本的支出

補正予算額 44,148千円

【補正理由】新型コロナウイルス感染症関連医療機器及び備品購入

項) 建設改良費	
目) 器械備品購入費	
・ 医療機器購入	43,648千円
・ 備品購入	500千円
※補正前予算額	780,159千円
補正後予算額	824,307千円

南奈良総合医療センター 病院事業補正予算の概要

病院事業収益

補正予算額 441,801千円

【補正理由】新型コロナウイルス感染症関連補正予算が奈良県で成立

項) 医業収益  
目) 県補助金 441,801千円

空床確保 ..... 403,621千円  
防疫手当 ..... 38,180千円

※補正前予算額 8,230,765千円  
補正後予算額 8,672,566千円

病院事業費用

補正予算額 38,180千円

【補正理由】新型コロナウイルス感染症対応医療従事者に防疫手当を支給

項) 医業費用  
目) 給与費  
・特殊勤務手当 ..... 38,180千円

※補正前予算額 8,357,311千円  
補正後予算額 8,395,491千円

# 令和元年度 南和広域医療企業団 病院事業会計決算について

## 議案資料 4

### 病院事業収益・費用

(単位 : 円)

区 分	予 算 額			決算額	増減額	備 考
	当初予算額	補正予算額	合 計			
第1款 病院事業収益	10,217,890,000	0	10,217,890,000	10,074,518,003	△ 143,371,997	セグメント別収益 千円
第1項 医 業 収 益	8,267,388,000	0	8,267,388,000	8,044,744,408	△ 222,643,592	南奈良総合医療センター 8,098,182
第2項 医 業 外 収 益	1,825,512,000	0	1,825,512,000	1,910,261,735	84,749,735	吉野病院 1,087,638
第3項 看護師養成事業収益	124,990,000	0	124,990,000	119,511,860	△ 5,478,140	五條病院 888,698
第4項 特 別 利 益	0	0	0	0	0	

区 分	予 算 額			決算額	不用額	備 考
	当初予算額	補正予算額	合 計			
第1款 病院事業費用	10,276,091,000	0	10,276,091,000	10,033,955,058	242,135,942	セグメント別費用 千円
第1項 医 業 費 用	10,033,828,000	0	10,033,828,000	9,804,257,473	229,570,527	南奈良総合医療センター 8,092,282
第2項 医 業 外 費 用	119,278,000	0	119,278,000	118,455,511	822,489	吉野病院 1,009,960
第3項 看護師養成事業費用	110,985,000	0	110,985,000	110,405,511	579,489	五條病院 931,713
第4項 特 別 損 失	9,000,000	0	9,000,000	836,563	8,163,437	
第5項 予 備 費	3,000,000	0	3,000,000	0	3,000,000	

病院事業収益・費用	差引	40,562,945
前年度繰越利益剰余金		△ 1,111,394,686
当年度未処理欠損金		△ 1,070,831,741 (繰越欠損金として次年度へ)

県からの借入金返還後のキャッシュフロー		
(単位:円)		
当年度純利益	A	40,562,945
現金を伴わない収入		
長期前受金戻入益	B	1,293,036,142
現金を伴わない費用		
減価償却費	C	1,433,795,321
長期前払消費税償却費	D	74,120,686
特別損失	E	0
差 引 (A-B+C+D+E)	F	255,442,810
県借入金返還額	G	53,772,200
差 引 (F+G)	H	201,670,610

### 資本的収入・支出

(単位 : 円)

区 分	予 算 額			決算額	増減額	備 考
	当初予算額	補正予算額	合 計			
第1款 資本的収入	612,268,000	0	612,268,000	612,268,995	995	セグメント別収入 千円
第1項 負 担 金	612,268,000	0	612,268,000	612,268,995	995	南奈良総合医療センター 612,269

区 分	予 算 額			決算額	不用額	備 考
	当初予算額	補正予算額	合 計			
第1款 資本的支出	816,824,000	0	816,824,000	787,483,326	29,340,674	セグメント別支出 千円
第1項 建設改良費	150,782,000	0	150,782,000	121,442,131	29,339,869	南奈良総合医療センター 747,721
第2項 企業債償還金	612,269,000	0	612,269,000	612,268,995	5	吉野病院 22,845
第3項 県借入金返還金	53,773,000	0	53,773,000	53,772,200	800	五條病院 16,917

資本的収入・支出	差引	△ 175,214,331
資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額175,214,331円は損益勘定留保資金175,214,331円で補てんした。		

## 令和元年度 南和広域医療企業団 決算調べ

- 企業団の令和元年度の純損益は、41百万円の黒字となった。現金支出を伴わない減価償却費等及び県への借入金返還額を差し引きした借入金返還後収支では、202百万円の黒字となった。
- 収益は、入院収益では3病院で患者数の増加及び南奈良総合医療センターと五條病院の診療単価のアップで増収、外来収益では吉野病院の院外処方実施による診療単価の減少はあったものの企業団全体では増収となり、平成30年度より3億3千2百万円の増収となった。
- 費用は、吉野病院の院外処方実施により材料費は減少したものの、職員の増加に伴う職員給与費の増加、固定的経費の見直しによる経費の増加等により、企業団全体で平成30年度より2億1千8百万の増加となった。

(百万円)

	平成30年度 決算(A)				令和元年度 決算(E)				R1決算(B)-H30決算(A)				令和2年度 予算			
	南奈良+看専	吉野	五條	計	南奈良+看専	吉野	五條	計	南奈良+看専	吉野	五條	計	南奈良+看専	吉野	五條	計
<b>総収益</b>	<b>7,762</b>	<b>1,212</b>	<b>768</b>	<b>9,741</b>	<b>8,098</b>	<b>1,088</b>	<b>889</b>	<b>10,075</b>	<b>336</b>	<b>△ 125</b>	<b>121</b>	<b>332</b>	<b>8,226</b>	<b>1,225</b>	<b>1,059</b>	<b>10,510</b>
(1) 医療収益	6,326	1,146	603	8,075	6,495	909	641	8,045	170	△ 238	37	△ 31	6,686	1,055	769	8,510
ア 入院収益	3,899	632	430	4,961	4,107	647	502	5,255	207	15	72	294	4,193	701	526	5,421
イ 外来収益	1,711	329	79	2,119	1,865	175	91	2,131	154	△ 154	12	13	1,943	232	170	2,346
ウ その他医療収益	222	42	16	281	234	42	19	295	12	△ 1	3	14	225	50	20	295
エ 県補助金	135	0	0	136	59	0	0	59	△ 76	△ 0	△ 0	△ 77	86	0	0	86
オ 他会計負担金	359	143	77	579	231	45	28	304	△ 129	△ 98	△ 49	△ 275	240	72	53	364
(2) 医療外収益	1,314	66	165	1,544	1,483	179	248	1,910	169	114	83	366	1,417	170	290	1,878
ア 県補助金	13	0	0	13	29	0	0	30	17	0	0	17	27	0	0	28
イ 他会計補助金	10	0	0	10	34	0	0	34	24	0	0	24	26	0	0	26
ウ 他会計負担金	194	0	0	194	300	114	80	495	107	114	80	301	285	95	65	445
エ 長期前受金戻入	1,045	61	164	1,271	1,066	60	167	1,294	21	△ 1	3	23	1,036	71	224	1,332
オ その他医療外収益	52	4	1	56	53	4	1	57	1	0	△ 1	0	42	6	1	46
(3) 看護師養成事業収益	122	0	0	122	120	0	0	120	△ 3	0	0	△ 3	122	0	0	122
<b>総費用</b>	<b>7,766</b>	<b>1,128</b>	<b>920</b>	<b>9,814</b>	<b>8,091</b>	<b>1,010</b>	<b>932</b>	<b>10,033</b>	<b>325</b>	<b>△ 119</b>	<b>12</b>	<b>218</b>	<b>8,350</b>	<b>1,119</b>	<b>1,030</b>	<b>10,498</b>
(1) 医療費用	7,543	1,128	920	9,592	7,863	1,010	932	9,804	320	△ 119	12	213	8,093	1,119	1,030	10,242
ア 職員給与費	3,719	572	446	4,738	3,769	590	454	4,812	50	17	7	74	3,949	636	504	5,089
イ 材料費	1,268	232	63	1,563	1,363	83	81	1,507	94	△ 149	△ 2	△ 56	1,392	95	67	1,554
ウ 経費	1,474	254	175	1,902	1,581	266	186	2,033	106	12	11	130	1,661	311	228	2,199
エ 減価償却費	1,066	70	236	1,372	1,132	71	230	1,434	66	1	△ 6	62	1,067	76	229	1,372
オ 資産減耗費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	3
カ 研究研修費	15	1	0	15	18	0	0	18	3	△ 1	0	2	23	1	1	25
(2) 医療外費用	119	0	0	119	118	0	0	118	△ 1	0	0	△ 1	124	0	0	124
(3) 看護師養成事業費用	104	0	0	104	110	0	0	110	7	0	0	7	133	0	0	133
<b>診療収入(入院・外来・その他)-医療費用</b>	<b>△ 1,711</b>	<b>749</b>	<b>△ 394</b>	<b>△ 2,232</b>	<b>△ 1,657</b>	<b>△ 147</b>	<b>△ 319</b>	<b>△ 2,123</b>	<b>54</b>	<b>△ 895</b>	<b>75</b>	<b>△ 766</b>	<b>△ 1,731</b>	<b>△ 136</b>	<b>△ 315</b>	<b>△ 2,181</b>
<b>経常利益(損失)</b>	<b>△ 4</b>	<b>83</b>	<b>△ 152</b>	<b>△ 73</b>	<b>7</b>	<b>78</b>	<b>△ 43</b>	<b>41</b>	<b>11</b>	<b>△ 5</b>	<b>109</b>	<b>114</b>	<b>△ 124</b>	<b>107</b>	<b>29</b>	<b>13</b>
特別損失・予備費	8	0	0	8	1	0	0	1	△ 7	△ 0	△ 0	△ 7	4	3	3	7
<b>純利益(損失)</b>	<b>△ 12</b>	<b>83</b>	<b>△ 152</b>	<b>△ 81</b>	<b>6</b>	<b>78</b>	<b>△ 43</b>	<b>41</b>	<b>18</b>	<b>△ 5</b>	<b>109</b>	<b>122</b>	<b>△ 128</b>	<b>104</b>	<b>27</b>	<b>6</b>
純利益(損失)+県からの貸付金	△ 12	83	△ 118	△ 47	6	78	△ 43	41	18	△ 5	75	88	△ 128	104	27	3
県への返還金	50	0	0	0	50	0	4	54	0	0	4	4	50	0	4	54
<b>借入後収支(キャッシュフロー)</b>	<b>40</b>	<b>92</b>	<b>△ 80</b>	<b>53</b>	<b>96</b>	<b>89</b>	<b>17</b>	<b>202</b>	<b>56</b>	<b>△ 3</b>	<b>97</b>	<b>149</b>	<b>△ 70</b>	<b>109</b>	<b>27</b>	<b>67</b>

\* 借入後収支=純利益(損失)-長期前受金戻入額+長期前払消費税+減価償却費+特別損失(現金支出を伴わない額)+県からの借入金-県への返還金

## 令和元年度 南和広域医療企業団 経営指標分析

	平成30年度 決算(A)				令和元年度 決算(B)				令和2年度 予算 (C)			
	南奈良+看専	吉野	五條	計	南奈良+看専	吉野	五條	計	南奈良	吉野	五條	計
医業収支比率 (医業収益/医業費用)	83.9%	101.6%	65.5%	84.2%	82.6%	90.0%	68.8%	82.1%	82.6%	94.3%	74.7%	83.1%
経常収支比率 (経常収益/経常費用)	99.9%	107.3%	83.5%	99.3%	100.1%	107.7%	95.4%	100.4%	98.5%	109.5%	102.8%	100.1%
人件費比率 (給与費/医業収益)	58.8%	49.9%	74.1%	58.7%	58.0%	64.9%	70.8%	59.8%	59.1%	60.3%	65.6%	59.8%
材料費比率 (材料費/医業収益)	20.0%	20.2%	10.5%	19.4%	21.0%	9.1%	9.6%	18.7%	20.8%	9.0%	8.8%	18.3%
薬品費比率 (薬品費/医業収益)	10.8%	17.8%	7.2%	11.5%	11.5%	5.9%	6.2%	10.4%	11.0%	6.1%	5.9%	9.9%
診療材料費比率 (診療材料費/医業収益)	9.2%	2.4%	3.2%	7.8%	9.4%	3.2%	3.4%	8.2%	9.7%	2.6%	2.7%	8.2%
委託費比率 (委託費/医業収益)	16.1%	13.8%	20.0%	16.1%	17.1%	18.1%	20.2%	17.4%	16.7%	16.9%	20.4%	17.1%

	平成30年度 決算(A)				令和元年度 決算(B)				令和2年度 予算 (C)			
	南奈良+看専	吉野	五條	計	南奈良+看専	吉野	五條	計	南奈良	吉野	五條	計
<b>1 総収益</b>	<b>7,762,153</b>	<b>1,211,190</b>	<b>767,930</b>	<b>9,741,273</b>	<b>8,098,182</b>	<b>1,087,638</b>	<b>888,698</b>	<b>10,074,518</b>	<b>8,225,710</b>	<b>1,225,189</b>	<b>1,059,255</b>	<b>10,510,154</b>
(1) 医業収益	6,325,771	1,146,490	602,493	8,074,754	6,495,488	908,503	640,753	8,044,744	6,686,313	1,054,902	769,055	8,510,270
ア 入院収益	3,899,487	632,371	429,537	4,961,395	4,106,638	647,039	501,747	5,255,424	4,193,469	701,365	525,839	5,420,673
イ 外来収益	1,710,796	328,678	79,238	2,118,712	1,865,235	174,580	91,449	2,131,264	1,943,379	232,306	170,331	2,346,016
ウ その他医業収益	220,738	42,334	16,489	279,561	234,066	41,672	19,140	294,878	224,059	49,711	19,990	293,760
<b>2 総費用</b>	<b>7,766,189</b>	<b>1,128,338</b>	<b>919,520</b>	<b>9,814,047</b>	<b>8,091,461</b>	<b>1,009,948</b>	<b>931,710</b>	<b>10,033,119</b>	<b>8,349,559</b>	<b>1,118,550</b>	<b>1,030,203</b>	<b>10,498,312</b>
(1) 医業費用	7,542,887	1,128,338	919,520	9,590,745	7,862,600	1,009,948	931,710	9,804,258	8,092,066	1,118,550	1,030,203	10,240,819
ア 職員給与費	3,719,498	572,226	446,261	4,737,985	3,769,024	589,511	453,632	4,812,167	3,948,561	635,788	504,414	5,088,763
イ 材料費	1,268,195	231,882	62,971	1,563,048	1,362,624	83,040	61,416	1,507,080	1,391,686	94,548	67,494	1,553,728
薬品費	682,140	203,985	43,109	929,234	745,979	53,327	39,526	838,832	736,530	64,362	45,006	845,898
診療材料費	581,029	27,040	19,452	627,521	609,530	28,858	21,698	660,086	647,126	27,623	21,052	695,801
給食材料費	85	42	40	167	148	25	19	192	103	55	36	194
医療用消耗備品費	4,941	815	370	6,126	6,967	830	173	7,970	7,927	2,508	1,400	11,835
ウ 経費	1,474,404	253,835	174,105	1,902,344	1,580,805	265,882	186,186	2,032,873	1,661,151	310,004	228,029	2,199,184
委託料	1,019,556	157,843	120,635	1,298,034	1,109,201	164,363	129,646	1,403,210	1,118,545	178,144	156,797	1,453,486

# 令和2年度南和広域医療企業団病院事業会計補正予算案（第3号）について

議案資料5

## 南奈良総合医療センター補正予算の概要

### 病院事業収益

補正予算額 ▲205,539千円

【補正理由】 新型コロナウイルス感染症関連補助金受給による

項) 医業収益	
目) 入院収益	▲403,621千円
7月補正空床確保補助金額を減額	
目) 県補助金	56,642千円
(院内感染防止対策)	40,000千円
(ドライブスルー外来経費)	16,642千円
・消耗品費	90千円
・消耗備品費	600千円
・修繕費	61千円
・委託料	2,787千円
・負担金	4,914千円
(南奈良総合医療センター職員人件費充当額)	8,190千円
項) 特別利益	
目) その他特別利益	141,440千円
(新型コロナウイルス感染症対応従事者等慰労金、 新型コロナウイルス感染症医療従事者等激励金)	
※補正前予算額	8,672,566千円
補正後予算額	8,467,027千円

### 病院事業費用

補正予算額 189,892千円

【補正理由】 新型コロナウイルス感染症予防対策のため  
新型コロナウイルス感染症対応従事者に対する給付金の支給

項) 医業費用	
目) 経費	48,452千円
(院内感染防止対策)	40,000千円
(ドライブスルー外来経費)	8,452千円
・消耗品費	90千円
・消耗備品費	600千円
・修繕費	61千円
・委託料	2,787千円
・負担金	4,914千円
項) 特別損失	
目) その他特別損失	141,440千円
(新型コロナウイルス感染症対応従事者等慰労金、 新型コロナウイルス感染症医療従事者等激励金)	
※補正前予算額	8,395,491千円
補正後予算額	8,585,383千円

### 資本的収入

補正予算額 40,000千円

【補正理由】 新型コロナウイルス感染症関連補助金受給による

項) 補助金	
目) 県補助金	40,000千円
※補正前予算額	761,668千円
補正後予算額	801,668千円

### 資本的支出

補正予算額 40,000千円

【補正理由】 新型コロナウイルス感染防止のため医療機器等購入による

項) 建設改良費	
目) 器械備品購入費	
・医療機器購入(血液浄化装置、生体情報モニタ他)	
※補正前予算額	824,307千円
補正後予算額	864,307千円



# 令和2年度南和広域医療企業団病院事業会計補正予算案（第3号）について

## 吉野病院 補正予算の概要

### 病院事業収益

補正予算額 13,320千円

【補正理由】 感染対策防止等支援事業補助金受給による

項) 医業収益  
目) 県補助金 1,800千円

項) 特別利益  
目) その他特別利益 11,520千円  
(新型コロナウイルス感染症対応従事者等慰労金)

※補正前予算額 1,225,189千円  
補正後予算額 1,238,509千円

### 病院事業費用

補正予算額 13,320千円

【補正理由】 発熱外来設置に係る諸費用  
新型コロナウイルス感染症対応従事者に対する給付金の支給

項) 医業費用  
目) 経費 1,800千円

項) 特別損失  
目) その他特別損失 11,520千円  
(新型コロナウイルス感染症対応従事者等慰労金)

※補正前予算額 1,121,050千円  
補正後予算額 1,134,370千円

### 資本的収入

補正予算額 5,000千円

【補正理由】 感染対策防止等支援事業補助金受給による

項) 補助金  
目) 県補助金 5,000千円

※補正前予算額 20,977千円  
補正後予算額 25,977千円

### 資本的支出

補正予算額 5,000千円

【補正理由】 発熱外来設置に係る医療機器購入による

項) 建設改良費  
目) 器械備品購入費 5,000千円

※補正前予算額 42,615千円  
補正後予算額 47,615千円

# 令和2年度南和広域医療企業団病院事業会計補正予算案（第3号）について

## 五條病院 補正予算の概要

### 病院事業収益

補正予算額 12,560千円

【補正理由】 感染対策防止等支援事業補助金受給による

項) 医業収益

目) 県補助金 1,500千円

項) 特別利益

目) その他特別利益 11,060千円  
(新型コロナウイルス感染症対応従事者等慰労金)

※補正前予算額 1,059,255千円

補正後予算額 1,071,815千円

### 病院事業費用

補正予算額 12,560千円

【補正理由】 発熱外来設置に係る諸費用  
新型コロナウイルス感染症対応従事者に対する給付金の支給

項) 医業費用

目) 経費 1,500千円

項) 特別損失

目) その他特別損失 11,060千円  
(新型コロナウイルス感染症対応従事者等慰労金)

※補正前予算額 1,032,703千円

補正後予算額 1,045,263千円

### 資本的収入

補正予算額 5,000千円

【補正理由】 感染対策防止等支援事業補助金受給による

項) 補助金

目) 県補助金 5,000千円

※補正前予算額 4,686千円

補正後予算額 9,686千円

### 資本的支出

補正予算額 5,000千円

【補正理由】 発熱外来設置に係る医療機器購入による

項) 建設改良費

目) 器械備品購入費 5,000千円

※補正前予算額 9,655千円

補正後予算額 14,655千円

# 南和広域医療企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

## 1. 改正趣旨

令和3年1月1日をもって南和広域医療企業団に南奈良訪問看護ステーションを設置することに伴い、南和広域医療企業団病院事業の設置等に関する条例について、所要の改正を行う。

## 2. 改正概要

病院の附属施設として、南奈良訪問看護ステーションを規定する。

## 〈参考〉 新旧対照表

改正後	改正前										
<p>（病院の附属施設の名称及び位置等）</p> <p>第4条 病院の附属施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南和広域医療企業団南奈良看護専門学校</td> <td>奈良県吉野郡大淀町</td> </tr> <tr> <td>南和広域医療企業団南奈良訪問看護ステーション</td> <td>奈良県吉野郡大淀町</td> </tr> </tbody> </table> <p>（組織）</p> <p>第5条 地方公営企業法（昭和27年法律第29号。以下「法」という。）第14条の規定により、企業長の権限に属する事務を処理させるため、南和広域医療企業団（以下「企業団」という。）南奈良総合医療センター、企業団吉野病院、企業団五條病院、企業団南奈良看護専門学校及び企業団南奈良訪問看護ステーションを置く。</p>	名 称	位 置	南和広域医療企業団南奈良看護専門学校	奈良県吉野郡大淀町	南和広域医療企業団南奈良訪問看護ステーション	奈良県吉野郡大淀町	<p>（病院の附属施設の名称及び位置等）</p> <p>第4条 病院の附属施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南和広域医療企業団南奈良看護専門学校</td> <td>奈良県吉野郡大淀町</td> </tr> </tbody> </table> <p>（組織）</p> <p>第5条 地方公営企業法（昭和27年法律第29号。以下「法」という。）第14条の規定により、企業長の権限に属する事務を処理させるため、南和広域医療企業団（以下「企業団」という。）南奈良総合医療センター、企業団吉野病院、企業団五條病院及び企業団南奈良看護専門学校を置く。</p>	名 称	位 置	南和広域医療企業団南奈良看護専門学校	奈良県吉野郡大淀町
名 称	位 置										
南和広域医療企業団南奈良看護専門学校	奈良県吉野郡大淀町										
南和広域医療企業団南奈良訪問看護ステーション	奈良県吉野郡大淀町										
名 称	位 置										
南和広域医療企業団南奈良看護専門学校	奈良県吉野郡大淀町										

## 3. 施行期日

令和3年1月1日から施行する。

南和広域医療企業団職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

1. 改正趣旨

奈良県において、懲戒処分の一つである停職の期間の上限について見直しが行われ、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の改正が行われた。  
 当企業団においても県の対応に準じ、南和広域医療企業団職員の懲戒の手続及び効果に関する条例を改正する。

2. 改正概要

懲戒処分の一つである停職について、その処分期間の上限を6月から1年に引き上げる。

<参考> 新旧対照表

改正後	改正前
(停職の効果) 第4条 停職の期間は、1日以上 1年以下とする。 2及び3 略	(停職の効果) 第4条 停職の期間は、1日以上 6月以下とする。 2及び3 略

3. 施行期日等

- (1) 公布の日から施行する。
- (2) その他所要の経過措置を置く。

## 南和広域医療企業団職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

### 1. 改正趣旨

奈良県において、職員のサービスの宣誓に関する条例の改正が行われた。  
当企業団においても県の対応に準じ、南和広域医療企業団職員のサービスの宣誓に関する条例を改正する。

### 2. 改正概要

#### 会計年度任用職員に関する特例

会計年度任用職員のサービスの宣誓については、企業長が別に定める事ができることとする旨を規定

#### <参考> 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(会計年度任用職員に関する特例) 第3条 企業長は、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前条の規定にかかわらず、別に定めることができる。</p>	
<p>(委任) 第4条 略</p>	<p>(委任) 第3条 略</p>

### 3. 施行期日等

公布の日から施行する。

# 南和広域医療企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

## 1. 改正趣旨

会計年度任用職制度の導入に伴い、奈良県において議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の改正が行われた。

当企業団においても県の対応に準じ、南和広域医療企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を改正する

## <参考>新旧対照表

改正後	改正前
<p>(補償基礎額)</p> <p>第6条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 給料を支給される職員（地方公務員災害補償法に規定する平均給与額の例により算定した額を基礎として、企業長が定める額</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第6条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

## 2. 改正概要

給料を支給される非常勤の職員に係る補償基礎額の算定方法について、地方公務員災害補償法に規定されている平均給与額の例により算定した額を基礎として、企業長が定める額とする旨を規定

## 3. 施行期日等

公布の日から施行する。

# 南和広域医療企業団職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

## 1. 改正趣旨

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により、地方公務員法が改正され、成年被後見人及び被保佐人が欠格事由から削除された。  
 ついては、関係条項等の整理を行うため、南和広域医療企業団職員の退職手当に関する条例を改正する。

## 2. 改正概要

改正前の地方公務員法第16条第1号で規定されていた、成年被後見人及び被保佐人に係る規定の内容を条例から削る。

<参考> 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第19条 企業長は、退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第19条 企業長は、退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職をした者</p> <p>2及び3 略</p>

## 3. 施行期日等

公布の日から施行する。

令和元年度 南和広域医療企業団 病院事業会計資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の定めによる、資金不足比率について下記のとおり報告いたします。

比率の概要

①資金不足比率の算定

○地方公共団体の長は、毎年度公営企業ごとに資金不足比率を算定、監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告、公表

②経営健全化基準(20%)以上となった場合

○経営健全化計画を議会の議決を経て作成、毎年度、経営健全化の実施状況を議会に報告し公表

算定式

(単位:千円)

項目		
1. 流動負債	(① - ②)	1,080,545
	① 流動負債	1,717,120
	② 控除企業債	636,575
2. 平成30年度同意等債で未借入または未発行の額		0
3. 建設改良費等以外の経費に対する地方債の現在高		0
4. 流動資産		3,058,819
5. 平成30年度に繰り越される支出の財源充当額		0
6. 医業収益(事業規模)		8,044,744
資金不足額	(1-2)+3-(4-5)	△ 1,978,274
資金不足比率	((1-2)+3-(4-5))/6×100	—

※ 資金不足比率なしのため、「—」と表記

算定結果

令和元年度決算に基づき、南和広域医療企業団病院事業の資金不足の算定を行ったところ、下記のとおり資金不足が生じていないため、資金不足比率の該当はなし。

事業名	資金不足比率	備考
病院事業	—	資金不足なし

※ 資金不足比率なしのため、「—」と表記

【指標の説明】

公営企業ごとの「資金の不足額」の「事業規模」に対する比率。

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示す。



# 損害賠償額決定の専決処分の報告について

## 1. 専決処分について

損害賠償額決定について、令和2年7月20日に和解合意を行う必要があるため、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第180条第1項の規定により議会に報告する。

## 2. 事案の概要

平成30年11月25日に入院中の患者がS状結腸捻転を発症し、同年11月26日に緊急開腹手術が実施されたものの、翌日27日に死亡するに至った。

## 3. 損害賠償額

17,000,000円